

倒産や解雇などで退職をされた方の国民健康保険税が軽減されます

倒産や解雇・雇い止めなどにより退職をされた方の国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるためには申請が必要です。



対象

次のすべてにあてはまる方です。

平成21年3月31日以降に退職された方

退職時の年齢が65歳未満の方
退職の翌日から翌年度末までの期間で雇用保険の特定受給資格者又は特定理由退職者として失業等給付を受ける方

特定受給資格者・特定理由退職者は、雇用保険受給資格者の離職理由欄に次のコード番号が記載されています。

- ・特定受給資格者
(11、12、21、22、31、32)
- ・特定理由退職者(23、33、34)

高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減期間

退職の翌日の属する月から翌年度末までです。

軽減内容

対象となる方の給与所得を30/100とみなして算定します。

申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑をご持参のうえ、税務課又は各総合支所窓口で申請してください。随時受け付けます。

軽減の適否は雇用保険受給資格者証で確認します。申請の際は必ずご持参ください。紛失された場合はハローワークで再交付を受けてください。

軽減後の税額については納税通知書でお知らせします。申請をいただいた時点ではお答えできませんのでご了承ください。

固定資産税納税通知書を発送します

5月13日に平成23年度固定資産税納税通知書を発送します。納期は5月、7月、9月、11月の4期で、納期限はそれぞれ各月末です(月末が休日にあたる場合はその翌日)。

前納報奨金について

固定資産税の全額を1期目(5月31日まで)に納めていただいた方は、第2期目の税額の9%(最高5万円)を前納報奨金として差し引きします。詳しくは納税通知書に同封のチラシをご覧ください。



「お問い合わせ先」

税務課 22・3116

「子ども手当」は引き続き支給されます

子ども手当は、4月から9月までの6カ月間、これまでと同じ月額1万3千円で引き続き支給されます。



支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
去年と同じ

支給金額

支給対象となる子ども一人につき月額1万3千円
去年と同じ

支給日

6月10日(2月から5月分)
10月11日(6月から9月分)

お知らせ

6月の現況届の提出は不要です。
10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

「お問い合わせ先」

町民課 22・3117